

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例		
条 例 番 号	平成 14 年神奈川県条例第 9 号	法 規 集	第 8 編第 7 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部障害福祉課		
条 例 の 概 要	神奈川県精神保健福祉センターにおいて行う診療等に係る使用料及び手数料に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	神奈川県精神保健福祉センターは行政機関であるが、診療所としての機能も有している。昭和 38 年 12 月 19 日の国の通知及び地方自治法第 225 条に基づき、診療所における診療等に係る費用については利用者から使用料又は手数料として徴収することが可能である。したがって、徴収の必要もある。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	神奈川県精神保健福祉センターの診療所としての機能は、設置地域における診療、看護、公衆衛生活動等に関し、有効に機能している。また診療等の額は、原則として診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）に定められた額であり、適正である。	19 年度実績 診療等の件数 176 件 収入額 1,310,798 円
	効率性 （ 現行の内 容で効率的 といえるか。 ）	神奈川県精神保健福祉センターにおける使用料は、原則として診療報酬の算定方法に定められた額であり、効率的な事務の執行が行われている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基本的 な方針に適合 しているか。 ）	地方自治法に基づき、診療等に係る使用料及び手数料に関して必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触し ないか。 ）	本条例は、神奈川県精神保健福祉センターの使用料及び手数料について規定している。使用料については地方自治法第 225 条において「第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」とされている。また、昭和 38 年 12 月 19 日付通知により、「保健所における診療所、集団検診料及び予防接種料は使用料である」との国の判断が示されている。精神保健福祉センターは保健所と同列の行政機関に位置付けられることから、その診療料を本条例で使用料として規定し、徴収することは適法である。	
その他			
見 直 し 結 果	理由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)